

茨木市森林整備計画 (変更)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

第1回目変更 令和4年 4月 1日

大阪府
茨木市

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	4
1	森林整備の現状と課題	4
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林整備の方法に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	9
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	11
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の作業種別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17

3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	20
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	21
III	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	放置竹林の対策の方法	23
4	林野火災の予防の方法	23
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
6	その他必要な事項	23

IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	25
4	その他必要な事項	25
V	その他森林の整備のために必要な事項	26
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	27
7	その他必要な事項	27
	【別表1】	28
	【別表2】	29

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、大阪府の北部にあり、現在 116,683 世帯（平成 27 国勢調査）、280,033 人（平成 27 国勢調査）の人口を擁する、面積 76.49k m²の都市である。

京都、大阪の中間という立地条件にあり、古くから交通の要衝として栄え、現在も、国内の大動脈である名神高速道路や JR 東海道本線が市域を横断している。また交通の利便性に恵まれ、多くの企業が本市に立地するなど、商工業の面においても発展を遂げている。

その地形は、丹波高原の一部をなしている老の坂山地南部に、南北に長く位置し、市域の南半分は、大阪平野の一部をなす三島平野となっている。

また、北半分の山地部は、ほぼ中央に竜王山（510m）がそびえ、最高標高地点は、西部の石堂ヶ岡（680.5m）となっている。その山系は、丹波層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層や花崗岩が混在する地質であり、小盆地群を含む山系を形成する老年期の様相を呈しており、その土壌は、褐色森林土が広く分布し、一部赤黄色土などが混在している。

河川は、京都府域より流入する安威川が市域の東部を貫流し、市内北西部の内部を源として流れる茨木川や箕面市域から流入する勝尾寺川等を合流して南西部へと流下し、その後淀川水系の神崎川へと流れている。

本市の森林面積は 2,484ha（大阪地域森林計画）、林野率は 32.5%であり、気候の影響によりほとんどが暖帯林に属し、天然林が多く、クヌギ・コナラ等の広葉樹林が見られ、暖帯林本来のシイ・カシ林はわずかに存在する程度である。人工林については現在 507ha、人工林率は約 20%となっている。また近年、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の公益的機能が全国的に注目され、特に都市近郊林においてその傾向が著しく、人工林一辺倒の林業経営が見直されはじめており、市民からは身近な自然環境資源としての保全整備に対する期待が強い。そのため、「都市環境の整備と森林の保全」「持続可能な森林経営と適切な森林管理による公益的機能の持続的発揮」「里山の保全、再生と利用」といった課題を視点に据えながら、計画的な森林資源の保全管理を進める必要がある。

一方、森林管理の担い手についても、都市近郊に位置するため、その確保が非常に厳しい環境下であり、適切な森林管理の推進が困難な状況にある。

この周辺山系のかげがえのない公益的な価値を再評価して、森林ボランティアなどの参加による 21 世紀の豊かな森づくりを現実のものとするため、森林所有者や関係機関の協力のもと、その計画的な育成確保に努める必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市森林区域を、森林の有する各機能（5機能）に基づき、①水源涵養機能維持増進森林、②山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、③快適環境形成機能維持増進森林、④保健機能維持増進森林、⑤木材生産機能維持増進森林に区分し、機能ごとの森林資源の目指す姿は以下のとおりとする。

①水源涵養機能維持増進森林には、水源涵養機能重視する森林を区分する。下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

②山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林には、下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。

③快適環境形成機能維持増進森林には、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く防音、防風機能の高い森林や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

④保健機能維持増進森林には、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑤木材生産機能維持増進森林には、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市のこうした現状を踏まえ、健全な都市近郊林を育成維持し、自然環境資源としての森林保全、生物多様性の保全、また、市民参加型の森林整備を推進するため、本市の森林整備の基本的な考え方を次のとおり定める。

① 森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」

「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

② 林木の健全育成を図り、もって森林の地球温暖化の防止等公益的機能を向上させるため、集約的且つ合理的な保育施業の、計画的且つ適正な実施を推進するとともに、間伐材の有効利用を促進する。また、健全なマツ林保全のため、伐倒駆除や樹種転換等の松くい虫対策を図り、森林資源の充実に資する。

③ 森林資源を有効に活用すると共に、水土保持、生物多様性の保全等の各種機能を充実するため、未利用の天然林について、天然林施業等の導入を検討する。

④ 市民との協働・連携を基本とし、多様な主体が情報や意見の交換を行いつつ、持続性のある行動に結びつけていくため、森林所有者・森林組合・NPO・都市住民・大阪府などの主体が参加して設置する「森づくり委員会」を通じ、森づくりに関する協議・調整を行う。

また、森林施業の推進方策については、森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である共同体及び森林組合は、現在保育作業を中心とした体制となっており、今後、間伐及び枝打ちの着実な実施が重要な課題となっていることから、高性能林業機械、施業を計画的に実施するための体制整備を推進するものとする。

引き続き、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、共同体、林業普及指導員、森林所有者等の相互の連携を一層密にし、技術指導、啓発、普及に努めるとともに、国、府の補助事業、市単独補助事業の積極的活用を図り、森林整備の推進を計画的に図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

施業合理化については、これまで施業共同化事業を森林組合と共同して取り組み、実績を上げてきた。また、森林組合においては、先端機材の紹介や新技術の導入に寄与する技術講習会の開催など、施業の合理化に資する施策を展開し、実績をあげている。

従って、今後市としては森林作業道の整備や、高性能林業機械などを促進するほか、農林業の拠点整備についても各方面と協議を行い、林業の基盤整備に努めると共に、現在実施している各種事業についても、森林組合と連携して行い、併せて効果を発揮するよう推進する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木を伐採（主伐）する場合には、次に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
計 画 区 域	40年	45年	35年	45年	10年	15年

※ 標準伐期齢は、平均的な森林における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

① 皆伐

皆伐は人工林、30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林及び人工造林によって高い林地生産力が期待され、且つ森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として、次に示す皆伐の標準的な方法に従って実施するものとする。

ア 皆伐を行うに当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保を考慮し、1箇所当たりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図るものとし、また、造林地への寒風害等の諸被害を防止するため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

イ 実施時期については、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとするが、本計画区における主伐の時期は次の通りとする。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の目安 (年)
	生産目標	仕立方法	期待径級 (cm)	
ス ギ	小丸太	密仕立	16	30
	一般建築材	中仕立	24	40
	造作材	中仕立	32	70
ヒノキ	心持柱材	密仕立	20	45
	造作材	中仕立	34	80

マ ツ	一般材	中仕立	2 6	3 5
-----	-----	-----	-----	-----

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。

エ 皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は①に準ずるものとし、母樹の保残等について配慮するとともに、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとする。

オ なお、伐採に当たっては、上記に定めるものを除き、「主伐期における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐期における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

② 択伐

択伐については、マツ、クヌギ、コナラ等からなる天然林、広葉樹が混交している人工林等であって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次に示す育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

ア 択伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件をふまえて、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

イ 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採にあたっては、森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することとする。

ウ 一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	

※ 造林用苗木は育種母樹林、普通母樹林等の優良な母樹から採取した種子またはさし穂から養成した苗木を用いる。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、本市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工林の樹種別、及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立て方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	中仕立て	3,000
ヒノキ	中仕立て	3,000

※ 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、本市の林務担当とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。また、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の更新すべき期間

人工造林によるものについては原則として伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、コナラ、クヌギ等	スギ、ヒノキは択伐に限る
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

ぼう芽により更新し、短伐期の繰り返し伐採を行ってきた林分にあっては、森林生産力の維持増進を図るため、原則として標準伐期齢未満の伐採はさけること。また、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて表面処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

①かきおこし、枝条整理などの地表処理の作業は、下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行う。

②刈り出しは、天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行う。

③植え込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行う。なお、植え込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植え込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。

④ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽欠きを行う。

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる数
コナラ、クヌギ等	10,000本/ha	3	3,000本/ha

イ その他天然更新の方法

植栽により造成された森林で、周囲に種子を供給する母樹が存在せず、天然

更新が期待されない森林等については、植栽により確実な更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新については伐採年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となりえる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適格な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 森林区域内の土石採取跡地

森林区域内の土石採取跡地等で、元の表土が残存していない箇所において、跡地の土地利用計画が無い場合は、適切な植栽により森林に復することとする。

(3) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在

「該当なし」

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2 の(2)アにおいて記載している期待成立本数による。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林分がうっ閉し林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始する。標準的には、次に示す3～4回とし、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。ただし、地位級や枝打ち施業の有無等の条件により、回数、間伐率を考慮する。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				備考
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	中仕立て	3,000	16	21	31	(40)	
ヒノキ	中仕立て	3,000	18	23	35	(45)	

注1) ()内は、長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 間伐材の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度(初回は3割程度)とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								植栽後、上長生長を開始して雑草木類との競合がはじまる時期から、雑草木から十分抜ける期間まで年1～2回行い、実行期間は6月上旬から9月上旬とする。		
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△									
枝打ち	スギ													←	○	→	林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実行時期は11月から3月とする。	
	ヒノキ													←	○	→		
つる切り	スギ							○	○	○							下刈り終了後、3～5年間行う。	
	ヒノキ								○	○	○							
除伐	スギ													←	○	→	下刈り終了後、3～5年間行う。 なお、目的樹種の生育が阻害される恐れがある箇所を対象として発生不良木、被害木等について実施する。	
	ヒノキ													←	○	→		

注) △は必要に応じて行う。

3 その他必要な事項

1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に記載のとおりとする。なお、間伐や保育に関する留意事項として、これらの行為を積極的に行い、下層植生の繁茂、樹根の生育を促し、表土の流出抑制を図ることとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」の区域について設定する。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、材木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。なお、個々の公益的機能別施業森林と木材等生産機能維持増進森林は、重複して区分を設定することとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養機能維持増進森林は、原則として水源涵養機能の必要性が高い森林や、水源涵養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、ダムや主要河川等の上流に位置する森林とし、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することし、別表2のとおり定める。

(2) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林・快適環境形成機能維持増進森林・保険文化機能維持増進森林（生物多様性を含む）

① 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等などの施設に近接し急峻な地形を有する森林とし、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨とし別表2のとおり定める。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

ア 区域の設定

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について、個々

の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を、快適環境形成機能維持増進森林とし、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとし、別表2のとおり定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

ア 区域の設定

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基本として、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森、市民の森、史跡・名勝等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とし、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととし、別表2のとおり定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意して定める。

(2) 施業の方法

木材等生産林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、路網整備、森林施業の集

約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、あわせて多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産を推進する。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

高性能林業機械の導入、適正な林内路網の整備と併せて、森林所有者から森林組合等の林業事業系への森林経営管理の受委託や森林施業の共同化を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

委託者である森林所有者と受託者である森林組合・林業事業体が森林経営受託契約を締結することとする。

森林経営受託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と、施業の実施に伴い伐採する立木についてのみの処分権原が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項、また、施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権原の付与や、林産物の販売に係る収支や施業に要する支出の関係を明確化するための項目を設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

これまで本市は、施業の合理化のため、茨木市森林整備計画に基づき、共有山育成会などを中心にした団地共同化を各地域において推進し、すでに下音羽、上音羽及び銭原などで実績を上げている。このような共同化により、本市森林所有者の大半を占める零細施業形態が改められ、大きな山林での効率的施業が可能になる。また、合理的な林業施業計画を樹立することができ、計画的な林業経営を図ることができる。更に林業労働力の確保や融通が容易になり、高齢化にも対処できるようになる。

このようなことから今後、組織未整備の地域には、府などと協議しながら施業の森林組合への委託など、共同化へ向けた施策の推進に努める。

また、これら共同体の上部団体として森林組合を位置付け、より大規模な事業が実施された場合においても、それに対応するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市における森林施業は、現在保育作業がその中心であり、年間約30haの実績をあげているが、近年全国的な傾向である新規拡大造林の減少に伴い、今後は停滞している除間伐、枝打ちの各施業が中心になると思われる。しかしながら、これらの施業は労働力の確保が困難であるため、森林組合が中心になって、各集落内の協業体等を基にした共同体制の整備を目指し、施業の合理化、計画化に資する。

3 共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、共同する全員により各年度の当初等に年次別の詳細な経営計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とし、また、作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施する旨等を経営計画書に記載するなど、共同意識を高めるよう努める。

また、共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにするなど、共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

除間伐や枝打ちなどの各種施業の合理化を図り、伐採された間伐材の搬出などの利便を図るため、施業実施人工林が集中して分布している市東部の森林を中心に作業路の整備を実施する。高性能林業機械の導入を促進し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作業システムの構築を推進する。

また、市民参加型の森づくりを促進するため、ボランティア団体等が里山保全活動を重点的に実施する地区に作業路を整備する。なお、傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	25以上	50以上	75以上
	架線系	25以上		25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	15以上	45以上	60以上
	架線系	15以上		15以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上		5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

該当なし

(2) 細部路網の整備に関する事項

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本に路網を作設する。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第

885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8
林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して
適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

大阪近郊の都市圏に位置する本市は、林業労働力の他産業への流出が著しく、その結果後継者不足や従事者の高齢化が進んでいる。

このような状況下での林業従事者の確保は非常に困難な問題であるが、現在の就労環境を改善し、後継者の開拓に尽力する等地道な活動を継続すると同時に、他産業から休日を利用した作業従事者や、退職後の従事者などの、林業労働力を活かすため、林業に関する知識や技術習得の場を設け、森林作業に携わる人材の養成及び確保について、森林組合はもちろん、府や近隣市町との連携を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林経営形態は、小規模零細経営が主体であり、林地も急峻な地形が多いため、本市における林業の機械化は、チェーンソー、小型林業作業車などの導入を中心に推進して施業省力化に重点を置くが、合理化推進のため高性能機械の導入を検討していく。

区 分		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材 集 材		林内作業車 小型集材機	プロセッサ タワーヤーダ フォワーダ
造林	地拵	チェーンソー	チェーンソー グラップル付バックホウ
保育等	下刈	刈払機	刈払機
	人力	人 力	人 力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

整備計画なし

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害発生に対し、森林病虫害等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害については、森林パトロール等を通じた早期発見、森林組合や森林所有者にも情報提供を促し、適切な措置を行うとともに、予防に努める。特に歩道沿いや人家裏など、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。

また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等と協力して防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

3 放置竹林の対策の方法

放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し、企業、NPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源を活用した新たな活用方策について検討するなど、利用促進に努める。

4 林野火災の予防の方法

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動を行う。また、火災発生時に備えて初期消火機材の配置等を行い、被害の軽減等を講じるとともに、森林の担保性を高めるため、保険加入の拡大に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等の火入れは行わない。

6 その他必要事項

自然環境保全指導員と連携し、入山者に対する指導や巡視等の森林パトロールを実施し、適切な森林保全管理に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

当該森林の区域は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備の一体的な実施により、森林の保健機能の増進を図る区域とし、本市の区域は下記のとおりとする。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
銭原 84-2ほか88筆	5-42, -44, -45, -46, -47, -48, -49, -50, -52, -54, -55, -57, -58, -59, -60, -61, -62, -63, -64, -65, -66, 6-64, -65, -66, -67, -68, -69, -70	38.0	1.0	33.0			4.0	保健休養保安林及び水源涵養保安林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	人為的な造林方法はなるべく抑え、景観等に優れた母樹を保残させ、天然下種更新などの天然林施業の導入により、優良な稚樹の生育を図る。なお、更新状態が不良の場合には、地表のかき起こし、必要により苗木の植栽を行う。
保育	利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等を積極的に行うこととする。また、母樹保残のための周辺木の伐採を行った場合には、雑草木の繁茂を抑えるための下刈、不要木処理等を行うこととする。
伐採	母樹保存のための伐採は、種子の生産及び散布範囲を考慮の上、必要な数の母樹を残し、上層木を5～8割以上の範囲で伐採するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行うこととする。

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

本市の林家は、その大部分が所有面積5ha以下の小規模所有者で単独による森林経営計画の作成は難しいので、市森林整備計画の達成に向けて、市と森林組合等が一体となって複数所有者による森林経営計画の作成を推進する。

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおりとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
上音羽・下音羽・泉原地区	1～3, 8～10, 36～40	713

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法別表2のとおりとする。

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同で森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林パトロール等を通じた早期発見、森林組合との共同等により、適切な措置を行うとともに、予防に努める旨を記載する。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備で発生した余材や特用林産物については、地域の販売店及びイベントを通じて、販売、啓発に努めていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

山地部は、現在、都市近郊の里山環境にあって、多種多様の生き物が生息している。また、現在市民のニーズとして、森林レクリエーション等保健休養的な利用に対する関心が高まりつつある。

従って、これらの要望に応えるため、身近な里山環境の保全と地域特性を活かした適正な利用誘導を図る森林休養施設を、府立自然公園整備と連携して、森林の有する各種機能のバランスを考慮しながら、各事業主体及び森林所有者等と協議を重ね整備を図るよう努めるとともに、林業従事者を含め地区住民が、施設整備により何らかの恩恵を享受出来るような施策を検討していく。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、全国的に増加しつつある住民参加による森林づくりであるが、本市においては以前より市内の森林ボランティア団体が活動しており、府内の他のボランティア団体との共同作業も共有山を中心に実施されている。このような実績をふまえ、森林づくりができる場所の選定、森林所有者に対する説明等を十分に行い、ボランティア団体に対する斡旋活動等に積極的に取り組むこととする。また、さらなる市民参加型の森林保全を進めるため、森林や森林整備作業に関わる知識や技術を習得できる場を設け、地域住民参加による森林づくりを推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

林野火災、病虫獣害等から森林を守るため、自然環境保全指導員や地区内の消防署等関連機関との連携を強化し、情報収集を行い、迅速に対応する。

また、松くい虫への対策については、大阪府や森林組合等と協力し、松林の保全に努めるとともに、樹種転換を対策の主体と位置づけ、府等の対策事業に共同して取り組み、山地保全と共に森林資源の有効活用が可能な整備を検討する。

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別図のとおり	332.76
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	1925.33
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	218.72
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図のとおり	772.61
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別図のとおり	2388.69
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		該当なし	—

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別図のとおり	332.76
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	別図のとおり	2916.66
	複層林施業を推進すべき森林	—	—
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	—

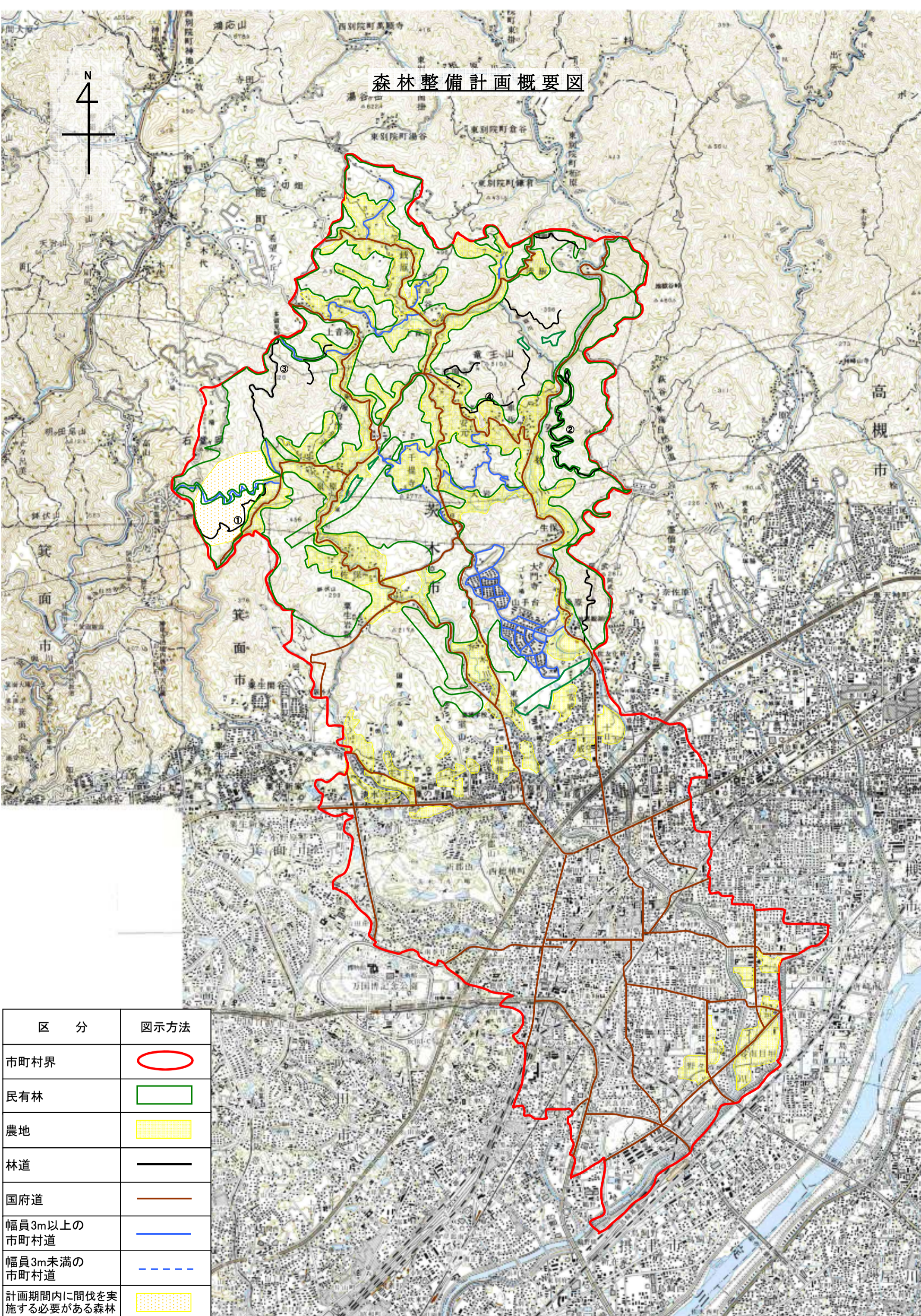
参考資料

(1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギ, ヒノキ	10	36・13
スギ, ヒノキ	10	36・14
ヒノキ	6	36・19
ヒノキ	5	36・25
スギ, ヒノキ	10	36・36
スギ, ヒノキ	10	36・49
スギ, ヒノキ	9	37・3
スギ, ヒノキ	9	37・9
スギ, ヒノキ	9	37・10
スギ, ヒノキ	9	37・11
スギ, ヒノキ	10	37・25
スギ, ヒノキ	10	37・26
スギ, ヒノキ	10	37・28
スギ, ヒノキ	10	37・42
スギ, ヒノキ	10	37・58
スギ, ヒノキ	10	37・59
スギ, ヒノキ	10	37・61
スギ, ヒノキ	10	37・76
スギ, ヒノキ	10	37・77
スギ, ヒノキ	10	37・78
スギ, ヒノキ	10	37・80
スギ, ヒノキ	7	37・80
ヒノキ	6	37・80

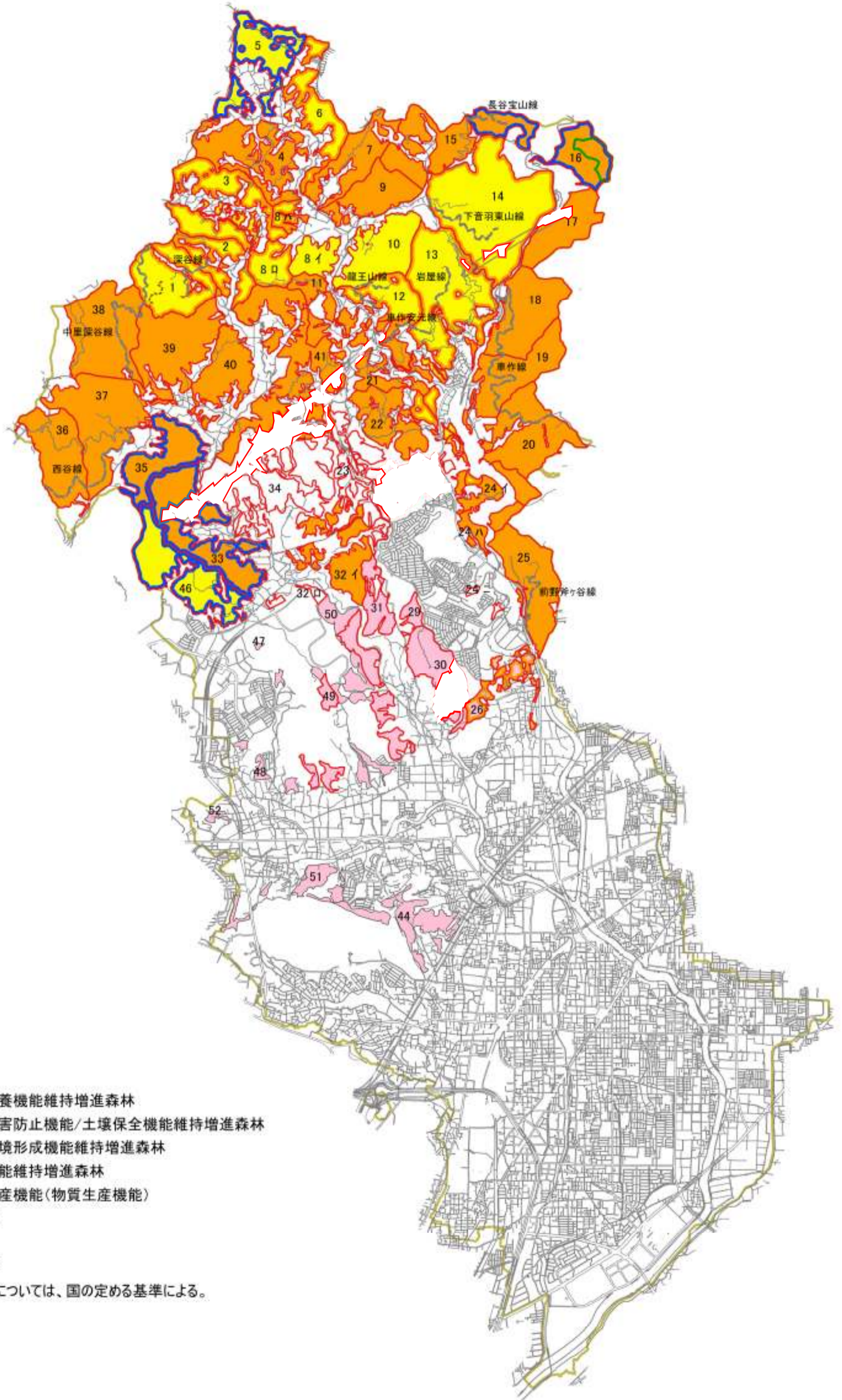
- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
 2. 森林の所在は林小班等により表示する。

森林整備計画概要図



区分	図示方法
市町村界	
民有林	
農地	
林道	
国府道	
幅員3m以上の市町村道	
幅員3m未満の市町村道	
計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	

茨木市森林計画概要図



- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林
- 快適環境形成機能維持増進森林
- 保健機能維持増進森林
- 木材生産機能(物質生産機能)
- 府営林
- 林道
- 作業道

※施業方法については、国の定める基準による。